

令和6年4月1日からの主な変更事項（報酬関係）

- ①基本報酬の単位数
- ②基本報酬の算定区分の対象者の変更
 - 【予防専門型訪問サービス・生活支援型訪問サービス】
 - 週2回を超える回数の区分（予防専門型訪問サービス費（Ⅲ）、生活訪問サービス費（Ⅲ））について、事業対象者及び要支援1の認定を受けた者も算定可能とする。
- ③高齢者虐待防止措置未実施減算の追加（予防専門型訪問サービス・予防専門型通所サービス）
- ④業務継続計画未策定減算の追加（予防専門型訪問サービス・予防専門型通所サービス）
- ⑤介護職員処遇改善加算等の改正（予防専門型訪問サービス・予防専門型通所サービス）
- ⑥その他各種加算・減算の改正（予防専門型訪問サービス・予防専門型通所サービス）

※④については、経過措置がある。

予防専門型訪問サービスについては、令和7年3月31日までは適用しない。

予防専門型通所サービスについては、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。